

東かがわ市公告第 10 号

東かがわ市長が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により行う予防接種について、下記に掲げるとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

予防接種の種類	対象者	実施方法	実施期間	実施場所
五種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ）	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者	個別接種	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	市内委託医療 機関及び県内 広域予防接種 協力医療機関
三種混合 1 期 （ジフテリア 百日咳 破傷風）	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者			
二種混合 2 期 （ジフテリア 破傷風）	実施日において 11 歳～13 歳未満の者			
不活化ポリオ	実施日において 生後 2 か月～90 か月未満の者			
麻しん風しん 予防接種第 1 期 （MR ワクチン）	実施日において 生後 1 歳～2 歳未満の者 ※令和 6 年度未接種の者は令 和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間 接種期間が延長			
麻しん風しん 予防接種第 2 期 （MR ワクチン）	就学 1 年前の学年（幼稚園の年 長にあたる学年）の者 ※令和 6 年度未接種の者は令 和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間 接種期間が延長			
風しんの第 5 期 予防接種 （MR ワクチン）	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性 であって、令和 6 年度末までに 抗体検査を実施した結果、風し んの抗体が不十分な方であった 未接種者は令和 9 年 3 月 31 日ま での 2 年間接種期間が延期			
日本脳炎 1 期 2 期	実施日において 生後 6 か月～90 か月未満の者 9 歳～13 歳未満の者 ※平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者 で 20 歳未満の者			

BCG	実施日において 生後1歳未満の者	個別接種	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	市内委託医療 機関及び県内 広域予防接種 協力医療機関
ヒブ	実施日において 生後2か月～5歳未満の者			
小児用肺炎球菌	実施日において 生後2か月～5歳未満の者			
水痘	実施日において 生後12月～36月未満の者			
B型肝炎	実施日において 生後1歳未満の者			
ロタウイルス感 染症	・経口弱毒生ヒトロタウイルス ワクチンを使用する場合 生後6週0日後～24週0日後 の者 ・5価経口弱毒生ロタウイルス ワクチンを使用する場合 生後6週0日後～32週0日後 の者			
子宮頸がん (ヒトパピロー マウイルス感 染症)	実施日において 小学6年生～高校1年生相当 の女子			
RSウイルス感 染症	妊娠28週から37週に至るま での者			
成人用肺炎球菌	満65歳及び60歳以上65歳未 満であって、心臓、腎臓もしく は呼吸器の機能またはヒト免 疫不全ウイルスによる免疫機 能に著しい障害を有する者			
帯状疱疹	令和8年度に65歳、70歳、75 歳、80歳、85歳、90歳、95歳、 100歳となる者及び60歳以 上65歳未満であって、ヒト免 疫不全ウイルスによる免疫機 能に著しい障害を有する者			